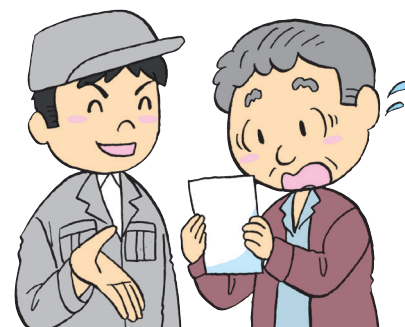


広島市消費生活センターだより

排水管の洗浄だけのはずが さらに高額な契約を 勧められることも



事例

「排水管が詰まっているかもしれないので掃除に来ました」と業者が訪問してきたので、排水管の洗浄をしてもらった。その後、台所から床下に入られ、強引に作業された。床下の防虫・防腐処理の代金として50万円を請求されたが、払いたくない。

アドバイス

- 業者が家に訪問し、点検後に消費者の不安をあり、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々に契約を迫られるケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))